磐田市立豊田南小学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

2 基本理念

いじめは、どのような理由があろうとも、絶対に許されない行為である。

いじめをなくすために、学校が一丸となって、組織的に対応をするとともに、家庭や地域、関係機関と連携し、いじめの問題の克服に向けて、積極的に取り組むことが大切である。「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である。」「いじめはどの児童にも、どこでも起こりうる。」という意識を強く持ち、いじめを未然に防止するとともに、認知したいじめには、被害児童の立場に立って早期解決を目指して組織的に取り組み、全校児童が安心して学校生活を送ることができるようにする。

3 いじめの禁止

児童は、学校の内外を問わず、どのような理由があろうとも絶対にいじめを行ってはならない。また、いじめを見過ごすこともしない。

Ⅱ いじめの防止のための取組

どの児童にもどこでも起こりうることを踏まえ、全ての児童に向けて対応する。

1 組織の設置

いじめ防止の対策を効果的に行うための組織を置く。

- ・構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭とする。必要に応じて、学級担任やスクールカウンセラー等の外部の専門家を加える。
- ・定期的に会合をもち、情報の収集、記録、共有や取組方針の立案等を行う。いじめ事案 発生時は、緊急会議を開いて対応を協議する。

2 いじめの未然防止

いじめを未然に防止するため、健やかでたくましい心を育てる。

(1)豊かな人間関係づくり

- ・学級、学年など所属する集団で、何でも言い合える雰囲気づくり、互いを認め合える人間関係づくりを推進する。(人間関係づくりプログラムの活用など)
- ・いじめを未然に防ぐため、学級、学年で折に触れていじめについて指導する。

(2)道徳教育等の推進

- ・社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな情操と道徳心、人権感覚を養うため、全教育 活動を通じた道徳教育や体験活動の充実を図る。
- ・道徳の授業を丁寧に扱い、参観会で年に1回は保護者に公開する。

(3)児童の自主的活動の場の設定

・いじめの防止のため、児童自らいじめについて考える活動を設ける。(いじめ撲滅についての話し合い、スローガンの決定、宣言など)

(4)保護者や地域への啓発

- ・保護者にいじめ防止に関する文書を配付し、懇談会等を利用して啓発する。
- ・保護者や地域に対して、児童の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、 直ちに学校に相談するよう依頼する。

(5)教職員の資質向上

・教職員はいじめ防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめ問題に対する対応力を高める。

3 いじめの早期発見・早期対応

いじめの早期発見・早期解決を目指して、速やかに組織的に取り組む。

(1)児童の実態把握

- ①日ごろから教職員は児童とのコミュニケーションを密にし、信頼関係を構築すること を通して、児童や学級の日常的な観察に努め、積極的にいじめを認知する。
- ②定期的なアンケート調査を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、児童の変化をとらえ、いじめの実態把握に取り組む。(いじめアンケート6・10月・2月、 人間関係作りアンケート6・10月の実施)

(2)相談体制の整備

- ①全児童に教育相談を実施する。(教育相談月間 6月・10月)
- ②参観日を保護者の教育相談日とし、気軽に相談ができるよう呼び掛ける。
- ③地域ボランティア、民生児童委員、スクールカウンセラー、その他関係機関と積極的に関わりをもち、情報収集に努めて児童理解を豊かにする。

(3)いじめに対する措置

①事実を把握する

いじめの相談、発見、通報を受けた場合には、情報が事実かどうか、どのような状況か、情報を集め迅速に確認する。(担任、学年主任、生徒指導主任、関係職員) 同時に、教頭に一報する。これ以降①~⑤までについて記録を残す。

②校長に報告する

事実を把握すると同時に情報の受理者が校長・教頭に口頭報告をする。

③指導・支援体制を組む/関係機関へ報告する

いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。(校長・教頭・教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭)関係児童への指導、関係保護者との情報交換等、対応する者それぞれの役割を決める。

校長は、必要に応じて関係機関へ報告を行い、適切な指導ができるようにする。

④子どもへの指導・支援を行う/保護者と連携をとる

協議内容に沿った対応を図る。家庭訪問等を行い、保護者に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法についても話し合う。随時、指導・支援体制に修正を加え、組織でより適切に対応する。

⑤事後(防止)指導

関係児童への指導・支援、家庭連絡を継続するなどして、改善を見届ける。

4 関係機関等との連携

- ・日ごろから警察や相談機関と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて 連携し、早期に対応する。
- ・必要に応じて、児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を要請する。

5 重大事態への対処

- (1) 重大事態の場合 〈重大事態のおさえ〉
 - ①いじめにより児童の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める とき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

箬

- ②いじめが原因と疑われ、児童が相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で児童が一定期間連続して欠席しているとき。
- ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2)重大事態について対応

- ①管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ②躊躇することなく関係機関へ支援を求める。(「CRT派遣要請」等を念頭に置く。)
- ③児童、保護者へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、二次被害を防止する。